

## 合併の目標年次

合併の目標年次は、平成17年3月までとする。

### 【参考】

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）の有効期限は、平成17年3月31日までとなっており、この法においての主な財政支援措置は次のとおりです。

#### 1．まちづくりのための事業、地域振興のための基金造成に対する財政支援

合併後10年間に限り、まちづくりのための事業や地域振興のために基金を積み立てる場合の経費に対して、地方債（合併特例債）を起すことが認められています。この特例債は事業費（補助金等を除く）の95%を借り入れすることができ、その返済にあたっては、元利償還金の70%が新市の交付税額に算入されます。

#### 2．普通交付税の算定の特例

合併後10年間は、合併市町村が存続した場合に算定される額の合計額を保障し、合併前の普通交付税を下回らないように新市の交付税額を算定します。その後、5年間で段階的な縮減をし、本来の算定を行うことになっています。

#### 3．合併直後の臨時的経費に対する財政支援

合併直後に必要となる臨時的経費（システムの統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正等）に相当する額が交付税に加算されます。（5カ年間の均等分割算入）